

『医療系介護報酬改定 Q&A-レセプトの記載』

2021 年 4 月版 正誤表

(2021. 4. 28 現在)

※訂正箇所はゴシック太字下線で表示し、今回追加したものは太枠で示しております。

※厚労省の訂正通知等による変更は、頁に■で示しています。

頁	訂正箇所	誤	正
17	回答欄中、上から 11 行目と 12 行目の間に右を追加	ント』 P680～)	
17 一部■	回答欄中、上から 29 行目と 30 行目の間に右を追加	<p>(1) 科学的介護推進体制加算の場合 利用者ごとに、 ① 既存利用者は、加算算定を始める月の翌月 10 日まで 情報提供することも可能</p> <p>(2) 個別機能訓練加算(Ⅱ)、リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ及び(B)ロ、リハビリテーションマネジメント計画書情報加算、理学療法・作業療法・言語聴覚療法に係る加算、栄養マネジメント強化加算、口腔衛生管理加算(Ⅱ)、口腔機能向上加算(Ⅱ) 利用者ごとに、 ① 新規に個別機能訓練計画の作成を行った日の属する月の翌月 10 日まで ② 個別機能訓練計画の変更を行った日の属する月の翌月 10 日まで ③ ①又は②のほか、少なくとも3カ月に 1 回の翌月 10 日まで</p> <p>(3) ADL維持等加算 利用者等ごとに、評価対象利用開始月及び評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月の翌月 10 日まで</p> <p>(4) 褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算、自立支援促進加算 利用者等ごとに、 ① 本加算の算定を開始しようとする月においてサービス利用している利用者等については、当該算定を開始しようとする月の翌月 10 日まで ② 本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降にサービスの利用を開始した利用者等については、当該サービスの利用を開始した日の属する月の翌月 10 日まで ③ 褥瘡の発生と関係のあるリスクに係る評価を行った日の属する月(評価は少なくとも3月に1回行うものとする)の翌月 10 日まで</p> <p>(5) 褥瘡対策指導管理(Ⅱ) 褥瘡対策指導管理(Ⅰ)を算定する入所者ごとに、 ① 本加算の算定を開始しようとする月においてサービス利用している入所者については、当該算定を開始しようとする月の翌月 10 日まで ② 本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降にサービスの利用を開始した入所者については、当該サービスの利用を開始した日の属する月の翌月 10 日まで ③ 褥瘡の発生と関係のあるリスクに係る評価を行った日の属する月(評価は少なくとも3月に1回行うものとする)の翌月 10 日までの翌月 10 日まで</p> <p>(6) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)</p>	

		<p>入所者ごとに、</p> <p>① 施設に入所した日の属する月の翌月 10 日まで</p> <p>② 処方内容に変更が生じた日の属する月の翌月 10 日まで</p> <p>③ ①又は②の月のほか、少なくとも3月に1回の翌月 10 日まで</p> <p>④ 施設を退所する日の属する月の翌月 10 日まで</p> <p>※令和3年3月 31 日以前に入所した者については、当該者に係る施設入所時の「傷病名」及び「処方薬剤名」の情報及び施設入所日以降令和3年3月 31 日までの間に処方内容の変更があった場合は「傷病名」及び「処方薬剤名」並びに「変更・減薬・減量の別」及び「変更・減薬・減量理由」の情報を、令和3年5月 10 日までに提出する。</p> <p>(7) 薬剤管理指導の注2の加算</p> <p>入所者ごとに、</p> <p>① 本加算の算定を開始しようとする月において施設に入所している入所者については、当該算定を開始しようとする月の翌月 10 日まで</p> <p>② 本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降に施設に入所した入所者については、当該施設に入所した日の属する月の翌月 10 日まで</p> <p>③ 処方内容に変更が生じた日の属する月の翌月 10 日まで</p> <p>④ ①～③の月のほか、少なくとも3月に1回の翌月 10 日まで</p> <p>(8) 栄養アセスメント加算</p> <p>入所者ごとに、</p> <p>① 栄養アセスメントを行った日の属する月の翌月 10 日まで</p> <p>② ①の月のほか、少なくとも3月に1回の翌月 10 日まで</p> <p>なお、4月 23 日付事務連絡(下記 URL 参照)で、LIFE へのデータ提出の期限について、①期限までに新規利用申請をしたがはがきの発送が遅れている、②4月に加算を算定できるようヘルプデスクへ問い合わせを行ったが回答がない、または解決にいたらないことで期限までにデータ提出が間に合わない場合は、できるだけ早期にデータ提出を行うことで4月サービス提供分の加算を申請することができるとした。また、6月サービス提供分まで同様の扱いが可能で、4月～6月サービス提供分のデータ提出を8月 10 日まで猶予するとされているので参照されたい。</p> <p style="text-align: right;">https://www.mhlw.go.jp/content/000772882.pdf</p> <p>13. 情報提供すべき月にできない時は、直ちに</p>	
■128	上から 6 行目	<p>所定疾患施設療養費の内容について、投薬、検査、注射、処置の内容が明らかになるように記載すること。</p>	(削除)

※最新の正誤表については、保団連 HP (<https://hodanren.docnet.or.jp>) でも紹介していますので、ご確認下さい。